

市民協働推進計画策定に向けた提言書

平成18年9月

市民協働推進計画策定懇談会

目 次

はじめに	1
1 計画策定の背景	2
(1) 背景	
(2) 必要性	
2 市民協働の推進における課題	3
3 市民協働のまちづくりの考え方	
4 市民協働の推進のための取り組みについて	4
(1) 情報活用と人材育成	
(2) 各主体による人材育成と意識醸成	
(3) 市民の意見を反映する仕組み	
(4) 活動しやすい環境整備	
(5) 評価、公開の徹底	
5 計画の推進について	5
参考資料	
1 検討経過	6
2 市民協働推進計画策定懇談会名簿	7

はじめに

地方分権の進展に伴い、各自治体において特色を活かしたまちづくりの展開を図っています。

また、少子化、高齢化の進展など、社会情勢が急速に変化する中で、市民一人ひとりの求める幸せや豊かさも多様化しています。

こうしたなかで、「まちづくりに積極的に関わりたい」、「自分たちの地域のことは自分たちで考えたい」という市民の意識も高まっています。これまでの、行政が用意した舞台に市民が参加する「参加・参画型」から、行政と市民が一緒に創り上げていく「協働型」への変革期を迎えたのです。

また、2007年には、団塊の世代の大量退職を迎えます。この方々は、日本の高度経済成長を支えてきた人材であり、まちづくり活動に参加いただくことにより、さらなる発展が期待されます。そのため、まちづくりの場で、これまでの経験、技術等を活用できる仕組みづくり、まちづくり活動への参加機会の提供なども重要なことです。

宇都宮市においても、平成15年2月に策定した「行政経営指針」において、行政サービスの質の向上を目指す「成果主義」と市民との関係を見直し新しい連携・協力の形を築いていく「市民協働」を大きな方向性として掲げています。

平成16年11月には、すべての市民や市が、共にまちづくりについて考え、共に行動することによって、幸せと豊かさ、安らぎを実感できるまちをつくり育てることを目指す「市民協働推進指針」が策定されました。

こうしたことから、市民一人ひとりが満足するまちづくり、市民が誇りを持てるまちづくりに高めていくためには、市民と行政が共にまちづくりを考え、共に行動していくことが求められているのです。

そのために、市民協働のまちづくりを推進するための環境整備、仕組みづくりを展開する「市民協働推進計画」を策定することにより、市民の主体的なまちづくりが推進されることを期待します。

平成18年9月

市民協働推進計画策定懇談会
会長 沼田良

1 計画策定の背景

(1) 背景

ア 時代の変化

少子化、高齢化の進行、女性の社会進出、共働き世帯の増加など社会情勢の変化に伴い、市民のニーズは多様化しています。市民生活や地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められるようになってきました。

イ 地方の時代

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権改革は進展しています。それぞれの自治体には、自治能力の向上とまちづくりを自己決定していく「自治の再構築」が求められています。行政と市民が一体となって地域の力を発揮することが求められる、まさに地方の時代が到来しました。

ウ 市民意識の高まり

近年、NPOなどによる市民の自発的な社会貢献活動が活発化しています。それらの活動の担い手であるNPOなどは、新しい社会サービスの提供主体として期待されています。

(2) 必要性

市民一人ひとりが満足するまちをつくる、市民が誇りを持てるまちづくりに高めていくためには、市民と市と一緒にまちづくりを進めていくことが最も重要かつ効果的であります。

そのためには、まちを構成する市民、地域団体、NPO、事業者（企業等）、市が、それぞれの特性や能力を発揮し合いながら、公共（人と人々が集まった社会全体に関わりがあること）のさまざまな課題を迅速・効果的に解決していくことが求められています。

市民の創意にあふれた「うつのみや」、市民の意思や参加を重視した「うつのみや」、市民一人ひとりの声を反映できるまち「うつのみや」を創り上げていくことが重要となります。

2 市民協働の推進における課題

市民のまちづくり活動への参加意識の高まっている反面、「参加する機会がない」「活動に関する情報が少ない」等の課題も見受けられます。

また、市民、地域団体、NPO、事業者（企業等）、行政のそれぞれにおいて情報発信、事業展開しており、それぞれの主体間の連携が不足していることも課題として挙げられます。

こうしたことから、課題として三点を挙げられます。

(1) 情報の共有化の促進

まちづくりに関する情報を集約化し、情報も入手・発信しやすい環境を整備する。

(2) 各主体の連携促進

他の主体との連携を促進し、協働による事業展開がしやすい環境を整備する。

(3) 活動しやすい環境整備

活動する場、活動への支援等、まちづくり活動のさらなる展開に向けた支援策を検討する。

3 市民協働のまちづくりの考え方

「市民協働推進指針」において、「すべての市民が共にまちづくりについて考え、共に行動することによって、幸せと豊かさ、安らぎを実感できる市民協働のまち『うつのみや』をつくり育てることを目指します。」と示されています。

この理念を達成するためにルールとして、

- 相互理解の原則
- 自立性・自律性の原則
- 評価の原則
- 公開の原則

の4つの基本原則が示されています。

市民協働の原則に基づいて、まちづくり活動が展開できる環境を行政と市民が共に考え、共につくっていくことが必要であると考えます。そのために、お互いの持ち味を活かして行動していくことが、市民協働のまちづくりのスタートであると考えます。

4 市民協働の推進のための取り組みについて

市民協働推進指針において、市民協働を進める方針として

「お互いの情報を共有します」

「意識醸成や担い手づくり，組織改革を行います」

「参加，参画しやすい事業，活動を行います」

「市民が活動しやすい環境をつくります」

「協働事業の評価，公開に努めます」の5つの基本方針が示されました。

この5つの基本方針を具体化した計画となることを期待します。

(1) 情報活用と人材育成

計画における具体的な取組みが展開されることにより、多様な情報が幅広く集約されることは大きな成果として期待できます。しかし、情報過剰の時代にあって、集約した情報をどう活用するかが重要な課題であります。

また、情報の受け手に合わせた情報の整理，コーディネートを行う人材の育成も重要なことです。

(2) 各主体における人材育成と意識醸成

市民協働のまちづくりの重要性は認識されているものの、その基盤はまだまだ弱く、活動する人材も少なく、まちづくり活動への理解も低いものであります。こうしたことから、各主体において活動人材の育成に努めていくことが重要であり、育成した人材を活動の場へつなげる仕組みの構築も必要であると考えます。

また、市民協働のまちづくりを進めていくためには、行政の意識改革と組織改革は必要なものと考えます。本計画における「市民協働の啓発」「市民協働推進員の設置」は非常に重要な取組みであると考えます。

(3) 市民の意見を反映する仕組み

市民の意見を反映したまちづくりを展開していくことにより、市民の参加，参画を促進するとともに、活動への理解につながるものと考えられます。そのためには、市民の意見や提案をまちづくりに反映できる仕組みづくりが必要であり、その仕組みが活用されることにより、市民の主体的なまちづくり活動が展開されるものと考えます。

(4) 活動しやすい環境整備

まちづくり活動が展開しやすい環境をつくるため、「既存支援策の見直し，新たな支援策の導入」の検討を進めていく。限られた財源をより効果的に

活用していくことが重要であり、施設整備などのハード面ではなく、活動しやすい仕組みなどのソフト面を重要視した財源配分を行うことを期待します。財政支援を削減するために、市民協働を推進するとの誤解を生じないように、市民との共通認識を図りながら進めていくことが重要です。

(5) 評価、公開の徹底

社会情勢の変化により、当初の計画とおりに進むことが困難なことも予想されるので、年1回の評価をしっかりと行い、次年度の活動の目標設定につなげていくことも重要です。そして、評価に関する情報も広く公表していくことも必要です。

5 計画の推進にあたって

本計画をより実効性の高いものとするため、推進体制を整備して適切な進行管理を行っていくことが重要であると考えます。

推進体制として、市民により構成される「みんなでまちづくり会議」において、本計画の具体的な取組みや各課個別事業の総体的評価について評価、提案していく仕組みは大変有意義なものであると考えます。

推進体制を整備し、評価の仕組みを構築していくことは重要であります。私たちの生活状況は日々変化していることから、評価に加えて、社会情勢を勘案しながら、計画を推進していくことも重要です。

公共サービスの担い手、協働のパートナーとして、地域団体やNPO、民間企業などへの期待が高まり、「市民協働」により公共的サービスの提供を進めていくことも想定されます。そのなかで、サービスの実施責任、個人情報保護法などの法的問題への対処については、本計画の進展に合わせて、検討を要すると思われるので、今後の課題として整理することが必要です。

また、まちづくりへの市民の意識の高まりは見受けられるものの、より多くの市民にまちづくり活動への理解と参加を促進していくことは重要な課題であります。そのためには、市の役割として、市民へのまちづくりに関する情報提供と説明責任を果たし、市民への共通理解を図ることを期待します。

参考資料

1 検討経過

	開催日	検討内容
第1回	平成17年 8月24日	市民協働市市民計画の枠組みについて (1) 用語の定義 (2) 活動主体の特性, 現状, 課題 (3) 市民協働の役割分担の考え方
第2回	平成17年11月15日	基本目標と基本施策について (1) 情報の共有の仕組みづくり (2) 意識醸成と担い手づくり (3) 参加, 参画の仕組みづくり (4) 活動しやすい環境整備・支援 (5) 協働事業の評価・公開
第3回	平成18年 1月31日	基本施策について (1) 具体的な取組みについて
第4回	平成18年 6月20日	基本施策について (1) 推進計画(素案)について (2) 具体的な取組みについて (3) 計画の推進にあたって
第5回	平成18年 8月30日	市民協働推進計画 (1) 推進計画策定について (2) パブリックコメントの結果 (3) 提言書作成

市民協働推進計画策定懇談会 名簿

	氏名	所属・役職等	備考
1	アサノ マサズ 浅野 政一	公募委員	4号委員
2	オオtake タケ 大竹 泰二	宇都宮市社会福祉協議会 副会長	3号委員
3	オノ ケノ 大野 邦雄	とちぎ大学連携・サテライトオフィスコーディネーター さつきプロムナード構想ワーキングチームリーダー	2号委員
4	オオヤ ヤスヒロ 大矢 裕啓	宇都宮市青少年育成市民会議 副会長	3号委員
5	カサマ マサヨ 加藤 眞早代	公募委員	4号委員
6	サカモト セツコ 坂本 節子	宮の原地区不動前住宅自治会 会長 宮の原地区青少年育成会 会長	2号委員
7	ササキ ヒデアキ 佐々木 英明	宇都宮市自治会連合会 会長 陽東地区各種団体長連絡協議会 会長	2号委員
8	シマダ チホ 島田 千帆	作新学院大学人間文化学部 (リエゾンオフィス)	3号委員
9	タカハシ マユミ 高橋 万由美	宇都宮大学教育学部 助教授	1号委員
10	ヌマタ リョウ 沼田 良	作新学院大学総合政策学部 教授	1号委員
11	ハラノ シズオ 原沢 志壽於	公募委員	4号委員
12	ミヤケ テツジ 三宅 徹治	富士重工業(株)宇都宮製作所 担当部長	3号委員
13	ヤマカセ セツコ 山中 節子	宇都宮市民活動サポートセンター運営会議 副代表理事 NPO法人とちぎボランティアネットワーク 理事長	2号委員
14	ワカバヤシ ハルミ 若林 治美	下野新聞社 論説室 論説委員長	3号委員
15	ワタベ シュウゾウ 渡部 修三	宇都宮青年会議所 理事	3号委員

(五十音順)

キャッチフレーズ	
No.	
1	みんなのチカラが必要です 全員主役でつくるまち
2	あなた（市民）の力 わたし（行政）の力 あわせてつくる まち（宇都宮）のしあわせ
3	街づくり 人づくり パートナースhipで 宮づくり
4	「まちづくり 生かそう みんなの カと心」
5	～えがこう未来！ 出し合おう知恵を！ あわせよう力を！～ 私たちが創る 私たちの宇都宮
6	きっと もっと ずっと このまちで
7	はじめよう やってみよう 宮のまちづくり